

別表十(九)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④ 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度				法人名		
配当等の額の計算	金銭の分配の額	1	円	税引前当期純利益金額	11	円
	みなし配当等の額	2		前期繰越損失の額	12	
	小計			のれんの償却額	13	
	(1) + (2)			(13) × $\frac{80 \text{又は} 70}{100}$	14	
	利益超過分配					
配当等の額	(3) - (4)					
配当可能利益	(24)					
(6) × $\frac{90}{100}$		7		(39の計)又は(42の計)	20	
(3)が(7)を超える場合の(5)の額		8		買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額(50の計)	21	
所得金額合計(別表四「34の①」)		9		差引(11)-(12)-(14)-(15)-(17)-(18)+(19)+(20)(マイナスの場合は0)	22	
支払配当の損金算入額(8)と(9)のうち少ない金額		10		利益超過分配金額(4)	23	
				出資総額戻入金額	24	
				配当可能利益の額(21)+(22)-(23)		
買換特例圧縮積立金個別控除額の計算						
特例適用条項	25	措法・震災特例法第条第項	措法・震災特例法第条第項	措法・震災特例法第条第項		
不動産の種類	26				計	
買換特例圧縮積立金繰入額	27	円		円	円	円
控除限度割合(35)	28					
買換特例圧縮積立金個別控除額(27) × (28)	29	円		円	円	円
控除限度割合の計算						
譲渡利益金額の計算	当期において譲渡した不動産の対価の額の合計額	30	円	譲渡利益金額(30) - (33)(マイナスの場合は0)	34	円
	譲渡直前の帳簿価額の合計額	31				
	当期において譲渡した不動産の譲渡に要した費用の額の合計額	32		控除限度割合(34)(27の計)(1を超える場合は1)	35	
	計(31) + (32)	33				
控除済負ののれん発生益の額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算						
負ののれん発生事業年度	負ののれん発生益の額	(36) × $\frac{\text{当期の月数}}{1,200}$	前期までの加算額の累計(前期までの(37)の累計)	当期加算額(37)と(36)-(38)のうち少ない金額	不動産投資法人の特例	
	36	37	38	39	特定合併により移転を受けた土地等の合併時価額の総額	当期加算額(36) × $\frac{(41)}{(40)}$
・	円	円	円	円	(40)のうち当期に譲渡又は消滅をした土地等の合併時価額	円
・						
・						
計						
買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算						
買換特例圧縮積立金の積立事業年度	不動産の種類	買換特例圧縮積立金個別控除額	前期までの加算額の累計(前期までの(50)の累計)	差引残額(44) - (45)	取崩額の内訳	
	43	44	45	46	目的取崩額	分配目的取崩額
・		円	円	円	円	円
・						
・						
計						

別表十(九)

平二十六・四・一以後終了事業年度分